

徳島県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和三年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十六日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

191	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		富岡港南島	阿南市辰己町一番二地先から 一番一地先まで	六三三・八	令和三年五月十六日